

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

設定する区域は、平成 31 年 4 月 1 日現在における北海道士別市の行政区域とする。面積は概ね 112,000 ヘクタールである。ただし、北海道立自然公園（天塩岳道立自然公園・朱鞠内道立自然公園）、鳥獣保護区（①朝日鳥獣保護地区・②ふどう鳥獣保護地区・③中多寄鳥獣保護地区）、環境緑地保護地区（九十九山環境緑地保護地区）、天塩岳高山植物群落を除く。

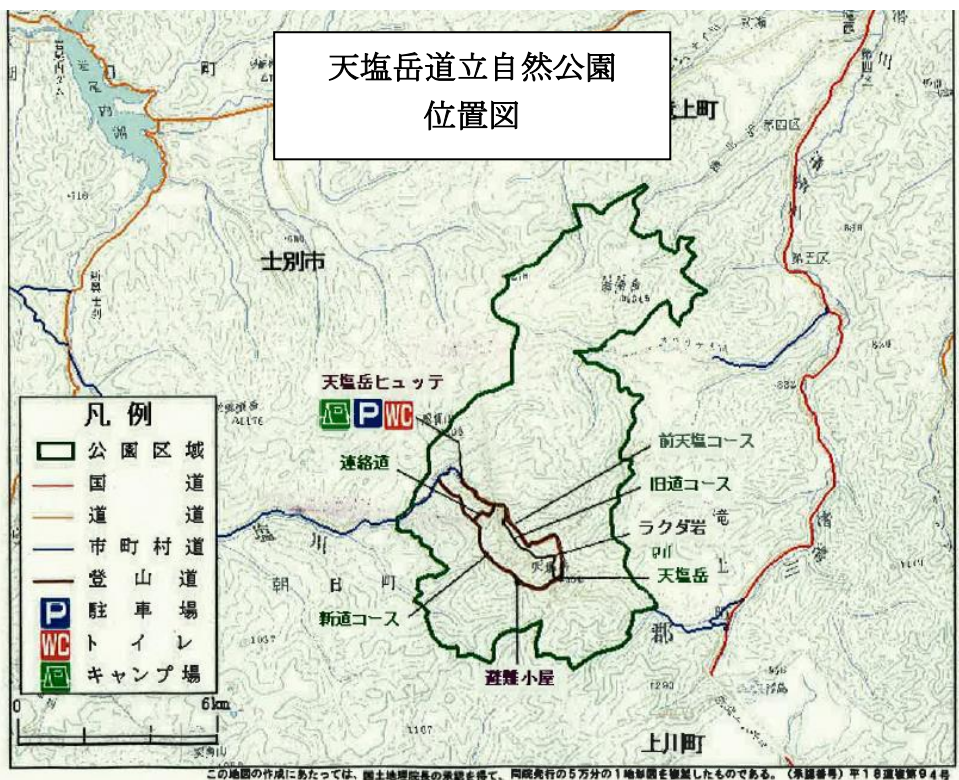
(地义)



九十九山環境緑地保護地区
位置図



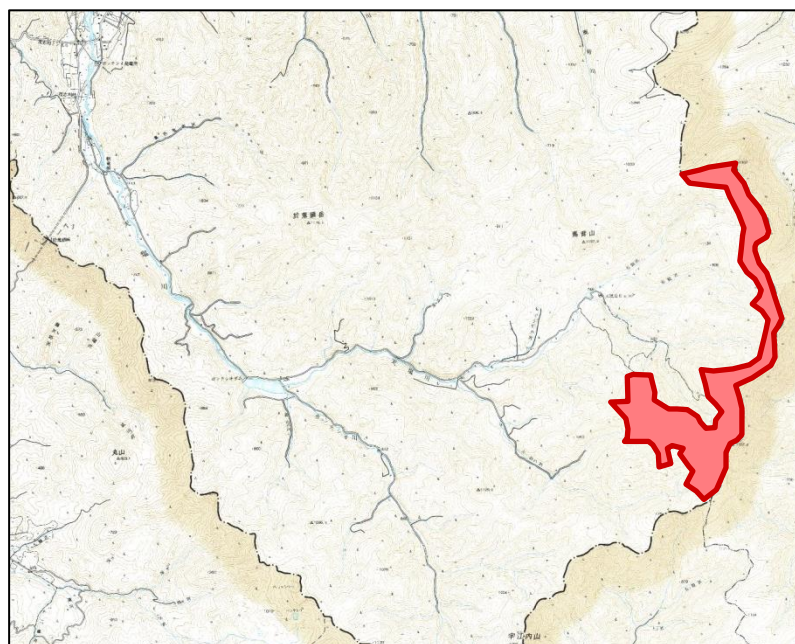
天塩岳道立自然公園
位置図



朱鞠内道立自然公園 位置図



天塩岳高山植物群落 位置図



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

士別市は北海道北部の中央に位置し、道立自然公園「天塩岳」をはじめとする山々や北海道第 2 の大河「天塩川」の源流域を有する水と緑豊かな田園都市である。平野となだらかな丘陵地帯から成り、東西には 58.3km、南北には 42.2km の広がりを持ち、総面積は 112,000 ヘクタールを有している。市域の約 7 割を山林が占める自然環境にある。

気候は四季の変化がはっきりとした内陸性気候で、年間最高気温（32.0 度）と最低気温（-26.4 度）の差は約 58 度と大きく寒暖差が激しい。5 月から 9 月上旬までは比較的高温多湿であるが、冬季の積雪は平地でも 1m、山間部では 2m を超えるなど、豪雪地帯でもある。

（インフラの整備状況）

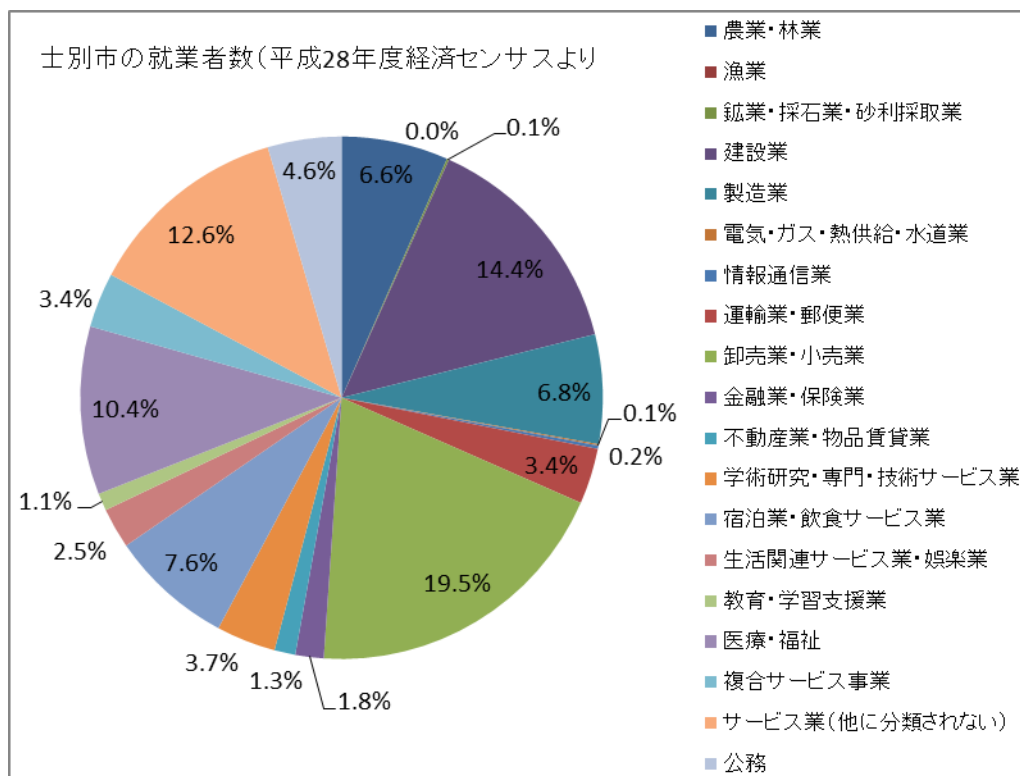
士別市の道路網については、主要道路である北海道縦貫自動車道、国道 40 号、国道 239 号により、札幌市まで約 2 時間、旭川市まで約 1 時間と主要都市を結ぶ交通ネットワークが形成されている。北海道縦貫自動車道においては、国内最北のインターチェンジが設けられ、主要都市とのアクセスを良好にしている。

空港については、旭川空港まで約 1 時間の距離に位置し、同空港は東京、名古屋への国内線及び台北、上海への国際線が就航している。平成 30 年度の利用者数は年間 1,130,000 人であり、約 5,000 トンの貨物取扱量を誇る。また、北海道の輸送網の拠点である新千歳空港までは、車で約 2 時間 30 分の距離に位置している。

鉄道については、JR 北海道宗谷本線の利用により、札幌市まで約 2 時間、旭川市までは約 40 分を要する。

（産業構造）

士別市の産業別就業者数をみると、第一次産業が 1,730 人（18.8%）、第二次産業が 1,655 人（18.0%）、第三次産業が 5,805 人（63.2%）となっている。



本市は基幹産業である農業・林業を中心とした第一次産業が盛んである。平成 27 年度の農業産出額は 12,860 百万円であり、その内訳は米が 22%、豆類、いも類を含む野菜が 27%、麦・穀類が 1%、乳用牛が 21%、肉用牛が 9%などとなっている。経営耕地面積は 11,500 ヘクタールであり、農家戸数は 637 戸、農業就業人口は 1,321 人となっている。

林業については、市の面積の約 7 割を占める森林の適切な森林管理を進めるため、環境・社会・経済のバランスに配慮した森林づくりを世界基準で認証する「SGEC 森林認証」を 2019 年 5 月に取得し、取得後は認証材のブランド化を活かした供給体制の整理、普及を進めている。

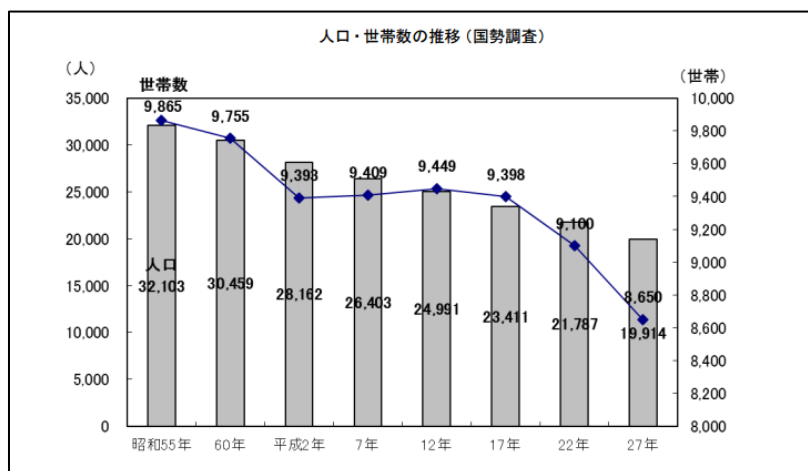
観光業においては、サフォーク種の羊を中心とした「羊のまち」としてまちづくりを進めており、羊毛を使用した工芸体験や、羊肉のブランド化などその活動は 30 年以上の歴史を誇る。また、北海道第 2 の大河である天塩川や、その源流である北見山地最高峰の天塩岳などの自然資源を生かした事業も展開している。さらに、本市の気候や豊かな自然環境、充実した設備を生かした合宿の里として、陸上競技、スキージャンプをはじめとした多くのスポーツ団体を受け入れており、年間 20,000 人を超える選手らが訪れている。

また、製造業については平成 28 年経済センサスにおいて製造品出荷額が 14,496 百万円となっており、基幹産業の農業による農作物などを含めた食料品製造業が 8,327 百万円で約 57%、次いで木材・木製品製造業が 2,233 百万円で約 15%と続いている。また付加価値額

についても士別市内全体で 51,732 百万円であるのに対し、食料品製造業が 2,301 百万円、木材・木製品製造業が 11,224 百万円となり全体のなかで上位を占めている。

(人口分布の状況)

士別市の人口は昭和 35 年から減少傾向にあり、昭和 55 年と比べ平成 22 年は 10,316 人減少し、21,787 人となっている。平成 27 年 10 月現在の士別市の人口は 19,914 人であるが、年齢別で見ると少子高齢化が顕著に表れており、60 歳以上の人口は全体の約 26%を占め、19 歳以下の人口の割合は全体の約 6%となっている。また、20 歳代の人口は全体の約 3%となっている。



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

士別市は「士別市まちづくり総合計画(2018～2025)」において、「農業・林業」、「商業・工業」、「観光」、「合宿・企業誘致」等の項目を基本施策とする「魅力と活気あふれるまちづくり」を基本目標の1つとしている。特に基幹産業である農業・林業については士別市農業・農村活性化計画を策定し、農業が持続的に発展していくための農業施策を展開している。その中で「土づくり」については農業の原点であり最も重要なものとしており、バイオマス資源の堆肥化による良質の「土づくり」を行うことで、安全・安心な農産物の生産促進を実施し、収量の向上につなげる。

また、本市の総面積の約7割を占める森林については、その豊富な資源を活用し、間伐材や未利用材等を木質バイオマスエネルギーとして利用する取り組みを行っている。こうした木質バイオマスエネルギーの施設活用を推進することで、地域にある未利用材を資源として新たな価値を創出する。また新エネルギー転換事業に伴う新規雇用者の増加により地域全体の活性化を目指し、付加価値額の向上を図る。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	128 百万円	—

(算定根拠)

・北海道内の1事業所あたりの平均付加価値額が4,458万円(経済センサスー活動調査(平成28年))であることから、それよりも高い1事業所あたり平均45百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を2件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.42倍の波及効果を与え、促進区域で約128百万円の付加価値額を創出することを目指す。

128百万円は、促進区域の農林漁業における付加価値額(1,992百万円)の約6%となり地域経済に対する影響は大きい。

・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の新規雇用者数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	45 百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	2 件	—
地域経済牽引事業の新規雇用者数	—	2 名	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進にあって活かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,458万円(北海道の1事業所あたりの平均付加価値額(経済センサスー活動調査(平成28年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で13%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1名以上増加すること

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点推進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①士別市の森林等のバイオマス資源を活用した環境・エネルギー分野
- ②士別市の野菜・肉用牛・乳用牛などの特産物を活用した農林水産分野

(2) 選定の理由

- ①士別市の森林等のバイオマス資源を活用した環境・エネルギー分野

士別市は、市の面積の約7割が森林となっており、総面積は81,310haとなっている（道内市町村で第9位、上川総合振興局管内で2位）。士別市では、上川管内の全市町村、森林組合の一員として環境に配慮した適切な森林管理を進めるため、環境・社会・経済のバランスに配慮した森林づくりを世界基準で認証する「SGEC 森林認証」の取得に参加しており2019年5月に取得した。取得後は認証材のブランド化を活かした供給体制の整理、普及を図っていく。

●現況森林面積 （農林業センサス 2015）

【道内市町村順位】

No.	市町村名	現況森林 面積 (ha)	林野率 (%)
1	足寄町	115,253	84.1
2	遠軽町	113,052	84.9
3	釧路市	97,770	76.1
4	北見市	93,198	66.5
5	新ひだか町	90,145	79.8
6	上川町	89,142	84.9
7	枝幸町	88,269	80.9
8	新得町	84,456	79.4
9	士別市	81,310	75.0
10	八雲町	76,798	81.4

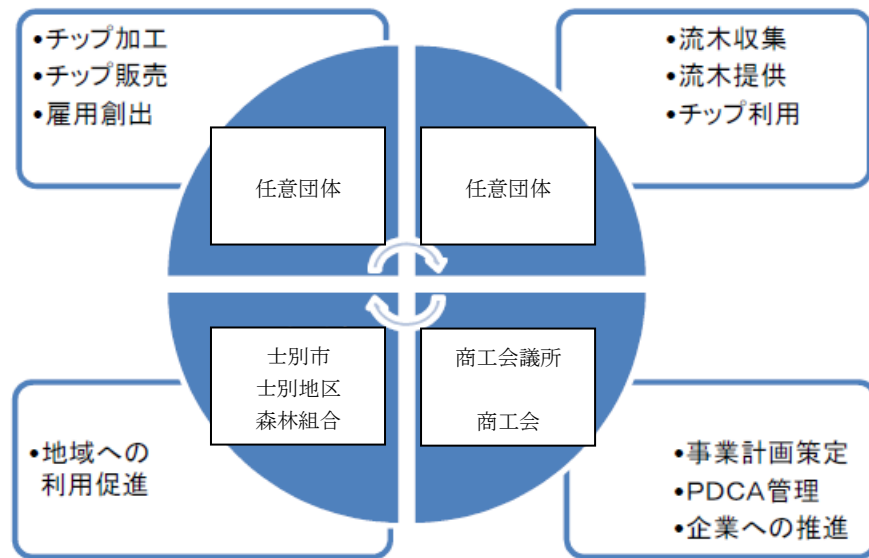
【上川総合振興局管内市町村順位】

No.	市町村名	現況森林 面積 (ha)	林野率 (%)
1	上川町	89,142	84.9
2	士別市	81,310	75.0
3	幌加内町	63,515	82.8
4	美深町	57,767	86.0
5	南富良野町	56,108	85.2
6	下川町	55,379	86.1
7	占冠村	52,063	91.2
8	中川町	51,014	86.0
9	富良野市	40,301	67.1
10	旭川市	39,419	52.9

こうした豊富な森林資源を背景に、士別市では間伐材や未利用材等を木質バイオマスエネルギーとして利用する取組を開始している。

2011 年度に建設した公共宿泊施設「和が舎」において木質性チップを燃料源とした空冷可動火格子タイプチップボイラーを導入し、施設の暖房や大浴場の熱源として利用している。導入後はこれまで使用してきた燃料源（重油）と比較して年間約 25%の燃料コストの節減となっている。こうした取り組みの他、本年度には新しい木造建築材 CLT を使用した木造の民間会社事務所の建設が予定されており、その民間会社事務所においても暖房の熱源としてチップボイラーを導入することとなっている。

これらチップボイラーで使用する燃料用チップはこれまで市外より購入している状況にある。そこで、燃料用チップの地産地消を目指すため、本市内の「岩尾内湖」に設置されている「岩尾内ダム」に流入する流木等（年間約 1,200m³）をチップ化し、木質バイオマスエネルギーとして利用する取り組みを推進する「木質バイオマスエネルギー推進コンソーシアム」（市、法人、任意団体で構成する共同体）を 2019 年 4 月 19 日に設立した。この「木質バイオマスエネルギー推進コンソーシアム」において連携体制を構築し、本年度より燃料用チップの生産を行う予定であり、年間生産予定量は約 400m³ ほどを見込んでいる。また、燃料用チップの生産における雇用については、管理責任者 1 名、事務担当者 1 名、作業員 2 名を見込んでいる。現在燃料用チップを使用している市内施設分の利用量についてはこの取り組みにて 100%地産地消が可能と見込んでおり、今後チップボイラーを導入し、木質バイオマスエネルギーを活用する施設の増加に対しても、市内山間地に年間 12,000m³ ほどの未利用材があることから、これらを活用した暖房や冷房の燃料としてのエネルギー転換を目指している。



【木質バイオマスエネルギー推進コンソーシアム】

本市では、この取り組みを市内の未利用材の有効的活用モデルとし、士別地区森林組合とも連携しながらチップボイラーの導入・活用推進を支援していく。

以上を踏まえ、士別市の森林等のバイオマス資源を活用し、木質エネルギーの安定的な供給体制を構築するとともに、チップボイラーの導入を促進し、将来的には地域全体の熱源供給を行うことにより二酸化炭素排出削減、地域未利用材の有効活用、雇用の創出といった事業展開を推進し、地域全体の付加価値額向上を目指す。

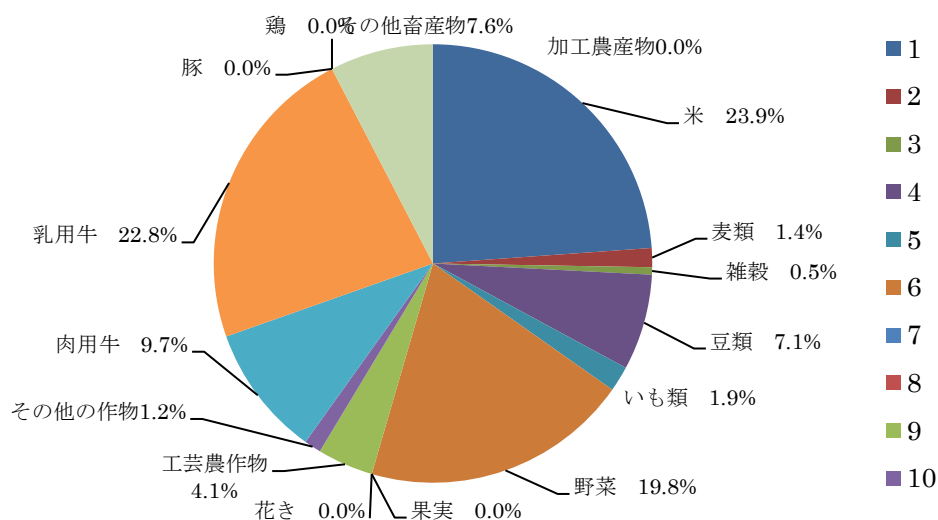
②士別市の野菜・肉用牛・乳用牛などの特産物を活用した農林水産分野

士別市は上川管内の北部に位置し、水田、畑作、野菜、酪農、畜産とバランスの取れた多種・多様な農畜産物が生産できる地域として長く発展を遂げてきた。

平成 29 年度の農業産出額は、約 128.6 億円となっており、中でも野菜（玉ねぎ、南瓜など）の産出額が 25.4 億円で、道北 9 市で 3 位の生産額となっている。

玉ねぎは、直播栽培による低コスト生産の実現に向けて取り組みを進めており、南瓜は地域特有の品種を作付し、6 次産業化の取り組みも行っている。

【農業産出額割合】 (H29 農林水産省統計表)



【道北 9 市との比較：農業産出額】

No.	市町村名	産出額 (千万円)
1	富良野市	1,668
2	旭川市	1,388
3	士別市	1,286
4	稚内市	1,175
5	名寄市	1,126
6	深川市	1,037
7	紋別市	893
8	芦別市	293
9	留萌市	80

【道北 9 市との比較：野菜産出額】

No.	市町村名	産出額 (千万円)
1	富良野市	1,124
2	名寄市	297
3	士別市	254
4	旭川市	169
5	深川市	67
6	芦別市	20
7	紋別市	19
8	留萌市	12
9	稚内市	1

(H29 農林水産省統計表)

また、本市の畜産は、「士別市酪農・肉用牛生産近代化計画（計画期間 2016～2025）」に基づき、酪農・肉用牛経営が中核として営まれるとともに、良質な豚肉を生産する大規模な養豚経営や繁殖馬による優良な農用馬生産、まちづくりの多面的な役割を担うサフォーク種めん羊、平飼いによる有精卵などのこだわりを持った養鶏など、様々な家畜が飼養されている。

その中でも、乳用牛と肉用牛に強みがあり、産出額は乳用牛の販売及び生乳（牛乳やバター等の原料）が 29.3 億円、肉用牛が 12.5 億円で、両者とも道北 9 市内で第 3 位となっている。

乳用牛は、中規模な経営体が多い状況にあり、不足する労働力を酪農ヘルパー制度や公共牧場の活用、研修者の受入れ等によって確保しているとともに、集約放牧技術を導入した放牧酪農経営の取り組みも一部で実施されている。

また、地域の酪農家で組織するディリーサポート士別では、粗飼料収穫・TMR（混合）飼料供給の分業化や哺育育成牛の集中管理、新規担い手の育成牧場の運営など先駆的な取り組みが進められている。

肉用牛は、地域内外の酪農家で生産される乳用種（ホルスタイン）の雄を活用した大規模経営体が多いなか、交雑種や黒毛和種の経営も営まれており、規模拡大が進んでいる。

【道北 9 市との比較】（H29 農林水産省統計表）

《 肉用牛 》

No.	市町村名	産出額 (千万円)
1	稚内市	240
2	紋別市	173
3	士別市	125
4	深川市	99
5	旭川市	36
6	名寄市	11
7	富良野市	10
8	留萌市	9
9	芦別市	0

《 乳用牛 》

No.	市町村名	産出額 (千万円)
1	稚内市	925
2	紋別市	688
3	士別市	293
4	富良野市	288
5	名寄市	229
6	旭川市	55
7	深川市	26
8	芦別市	22
9	留萌市	-

めん羊は、「サフォークランド士別」としてのまちづくりを推進する中で、羊肉にとどまらず観光放牧や羊毛、羊皮の活用など、多面的な役割を担っている。近年、食生活の多様化や輸入羊肉の高騰等によって、「士別産サフォークラム」の需要が増加しており、官民一体となってブランド化の取り組みを進めている。

家畜飼養状況の推移

区 分		15年度 (2003)	20年度 (2008)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
乳用牛	戸数	60戸	58戸	41戸	40戸	38戸	38戸	43戸
	頭数	5,398頭	5,136頭	4,251頭	4,163頭	4,231頭	4,237頭	4,802頭
	うち経産牛	-	2,902頭	2,345頭	2,341頭	2,383頭	2,396頭	2,719頭
肉用牛	戸数	20戸	14戸	16戸	15戸	15戸	15戸	15戸
	頭数	15,413頭	11,082頭	13,063頭	12,806頭	12,641頭	12,348頭	11,978頭
豚	戸数	-	2戸	2戸	2戸	1戸	1戸	1戸
	頭数	3,894頭	3,374頭	7,893頭	8,599頭	8,683頭	8,491頭	7,759頭
馬	戸数	-	18戸	14戸	13戸	14戸	13戸	10戸
	頭数	195頭	85頭	88頭	75頭	67頭	64頭	34頭
鶏	戸数	-	10戸	8戸	7戸	7戸	7戸	6戸
	頭数	15,770頭	867頭	1,204頭	793頭	687頭	742頭	680頭
めん羊	戸数	5戸	7戸	6戸	5戸	4戸	5戸	5戸
	頭数	420頭	813頭	1,173頭	1,168頭	1,070頭	1,089頭	1,100頭
	うち繁殖雌	173頭	482頭	605頭	537頭	546頭	528頭	555頭

※「乳用牛」、「肉用牛」、「豚」、「馬」、「鶏」は各年2月1日現在

※「めん羊」は各年4月1日現在

※「めん羊」はサフォーク種めん羊に限る

(資料:市農業振興課)

本市では、安全・安心で収益性の高い魅力あふれる農業の確立のため、作物の生産において極めて重要かつ基本的な「良質な土づくり」の推進に取り組んできている。

「士別市総合計画」、「士別市農業・農村活性化計画」においても、土づくりを基本とした「循環型農業」の取組みを推進しており、地域内で産出されるバイオマス資源（堆肥化が可能な、生ごみ、下水汚泥及び野菜残渣など）の効率的活用を図っている。合わせて、肥料高騰対策が課題となっていることから、畜産系バイオマス資源の堆肥化による有効活用を図り地域資源循環型農業システムの確立による環境負荷の低減を目指し、資源循環に対する地域住民の意識の向上への取り組みや循環活用による肥料コスト・環境負荷の低減を目指している。

具体的な取り組みとしては、乳用牛飼養農家では、家畜ふん尿の自己農地への施用に加え、家畜の敷料として利用可能な麦稈やもみ殻などを畑作農家が肥料として還元利用している。また、肉用牛飼養農家の堆肥舎及び、J A北ひびきが運営する堆肥化施設「めぐみ野士別」等において、良質なおが屑堆肥を生産しており、市内の畑作農家で利用されている。

以上を踏まえ、士別市の肉用牛・乳用牛・野菜などの特産物を生かし、バイオマス資源の堆肥化による良質な土づくりによる安全・安心な農産物の生産促進及びバイオマス資源を循環活用する事業展開を推進し、地域全体の付加価値額向上を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような士別市の様々な特性を生かした地域経済を牽引する事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、士別市の支援制度の充実を図るとともに、国の支援策の活用も検討する等、事業コストの低減を図ることで、本市にしかない強みをさらに強化する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税等の減免措置

●士別市企業立地促進条例に基づく助成措置

士別市では、事業所等の新設及び増設した企業等で、一定の投資を図った場合、投資額に対して規定の割合で補助（新設：15/100、増設：10/100）をするほか、事業所の建設用地取得費にも同様の補助（新設：30/100、増設：20/100）をしており、常用労働者の新規雇用には、新規雇用者1名当たり300,000円の補助をしている。また、固定資産税の課税免除（3年間）も行っている。

●特定地域における道税の課税の特例に関する条例

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、課税免除を行っている。

②士別市中小企業振興条例に基づく助成措置

士別市では、店舗の改装、新築等に際し、1,000,000円以上の改修工事を市内建設業者に限定し実施した場合、工事費用により最大1,000,000円を助成するほか、常用労働者の新規雇用で雇用を拡大した場合に、新規雇用者1人当たり300,000円を助成、新規開業または新分野事業の展開にあたり、2名以上の新規雇用（うち常用労働者1名を含む）で、要した費用の30/100を助成する。

③企業への融資制度

北海道では、北海道中小企業総合振興資金制度により、工場新增設に係る設備資金の最高8億円までの融資を実施している。

士別市では、士別市中小企業振興条例に基づき、中小企業の金融の円滑化及び経営安定を目的とした特別融資及び運転・店舗改修等資金貸付を行っており、その利子及び保証料を補給している。

④北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の措置の対象地域として設定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

士別市が保有している情報であって、開示が可能な情報については、随時インターネット等で公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者からの相談等については、北海道経済部産業振興局産業振興課、士別市経済部商工労働観光課に相談窓口を設置し対応する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、市内外関係部局と連携して対応する。

(5) その他事業環境整備に関する事項

地域経済牽引事業において実施する事業内容等については、士別市経済部商工労働観光課を事務局とする各種審議会及び委員会において情報共有を図り、市内企業との連携を取りながら事業の効率的かつ効果的な推進に努める。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和元年度	令和2年度～令和5年度	令和6年度 (最終年度)
【制度の設備】			
①不動産取得税、固定資産税等の減免措置	士別市：第1回定例会に士別市企業立地促進条例一部改正案提出、審議、施行	運用	運用

	北海道：条例改正 済、運用		
②士別市中小企業 振興条例に基づく 助成措置	制定済、運用	運用	運用
③企業への融資制 度	制定済、運用	運用	運用
④北海道産業振興 条例に基づく助成 措置	制定済、運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
士別市が有する情 報の開示	開示情報の精査	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	基本計画の同意に 合わせた相談窓口 の設置	運用	運用
【その他】			
各種審議会、委員会 での情報共有	各種審議会等は随 時開催しており、基 本計画同意後は文 書による情報提供 を含めた速やかな 情報共有の実施	同左	同左

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、商工会議所、商工会、農協、森林組合、市内金融機関などの地域の支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①士別商工会議所

市内中心部の商工業者が中心として加盟しており、加盟事業所に対し経営診断等の各種相談業務や商取引の照会・斡旋等も実施。商工業に関して総合的な改善、振興、発展

展開を図っている。

②朝日商工会

市内朝日地区の商工業者が中心として加盟しており、加盟事業所に対し経営診断等の各種相談業務や商取引の照会・斡旋等も実施。商工業に関して総合的な改善、振興、発展展開を図っている。

③北ひびき農業協同組合

士別市の基幹産業である農業について、営農支援を強化し、担い手を中心とした人材育成と農作業受委託組織等の整備促進につとめている他、安全、安心な農畜産物の安定生産・安定供給に向け土づくりと輪作体系を基本とした環境にやさしい農業の実践などを基本目標にあげ、地域の経営資源を最大限に活用し農業並びに農村の安定的発展を目指し支援を行っている。

④士別地区森林組合

森林所有者自らの相互扶助の組織であるとともに、森林造成を通じて木材供給のほか国土の保全、水資源涵養、環境保全等森林を通じた人間の生活環境の保全にとって、重要な役割を担っている。バイオマスボイラーにおける木材供給等の専門的な知識の提供を行う。

⑤市内金融機関（株式会社北海道銀行、株式会社北洋銀行、北星信用金庫）

士別市中小企業振興条例に基づく特別融資資金の融資制度の窓口として中小企業者の運転資金や設備資金の融資を行っているとともに、経営相談等企業の発展に関する支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の排出抑制・リサイクルの積極的な推進や再生可能エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

士別市は平成 23 年に士別市環境基本条例を制定し、また平成 29 年には士別市環境基本

計画を策定するなど、環境の保全に対して独自の制限を設けており、引き続き、基本条例及び環境基本計画に基づき環境の保全に配慮した事業促進を行う。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等、危険性が高いと思われる箇所については、ミラーの設置や警備員の配置等を求めている。

(3) その他

P D C A体制は、士別市経済部商工労働観光課を中心に関係部署による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、毎年度3月に、効果の検証と事業の見直しについて整理する。必要に応じ、支援機関や有識者等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画においては、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和6年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。